



## マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業 (フェーズ2)を支援するべきではない5つの理由

2020年4月

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)

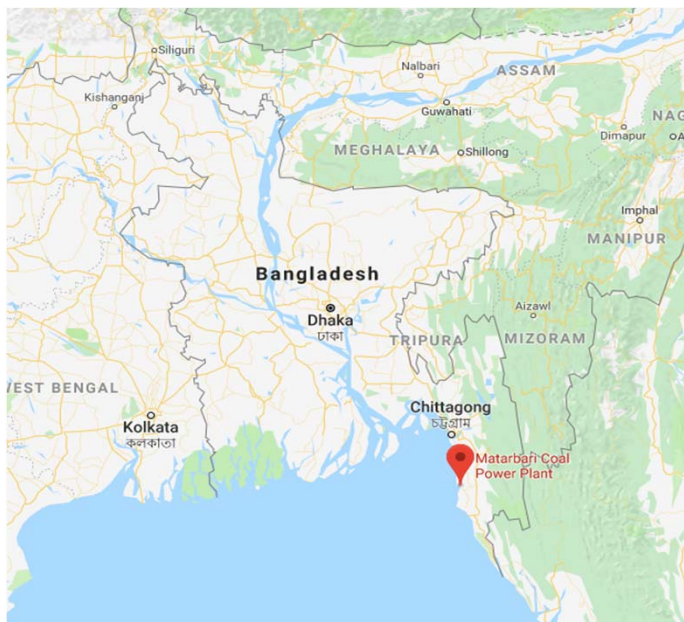
田辺有輝

### 要旨:

現在、日本政府はバングラデシュのマタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業(フェーズ2)のODA支援を検討している。しかし、以下の5つの理由から、本事業の支援を行うべきではない。

1. 日本政府の政策「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(2019年6月閣議決定)」に反していること。
2. 日本政府の政策「エネルギー基本計画(2018年7月閣議決定)」に反していること。
3. バングラデシュの供給予備率は目標予備率を2041年まで一貫して上回っており、開発ニーズが低いこと。
4. バングラデシュの気候変動政策であるNDC(国が決定する貢献)に逆行していること。
5. マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業(フェーズ1)がJICA環境社会配慮ガイドラインを満たしていないこと。

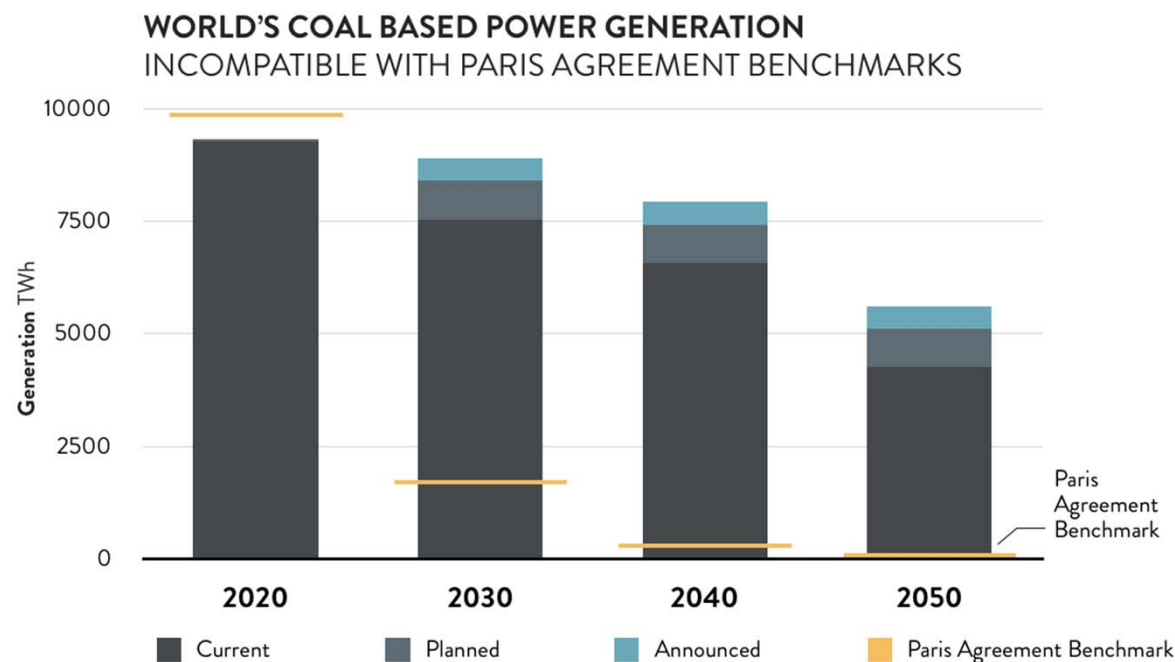
# 案件概要：マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業



|        | フェーズ1                  | フェーズ2                        |
|--------|------------------------|------------------------------|
| 発電容量   | 1-2号機(計1200MW)         | 3-4号機(計1200MW)               |
| 事業規模   | 約7000億円                | 未定                           |
| 円借款供与額 | 約5000億円(うち約3000億円を契約済) | 未定                           |
| 事業の現状  | 2024年の運転開始を目指して建設中     | JICAの協力準備調査でフィージビリティ調査支援を検討中 |

## 理由1: 日本政府の政策「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(2019年6月閣議決定)」に反している

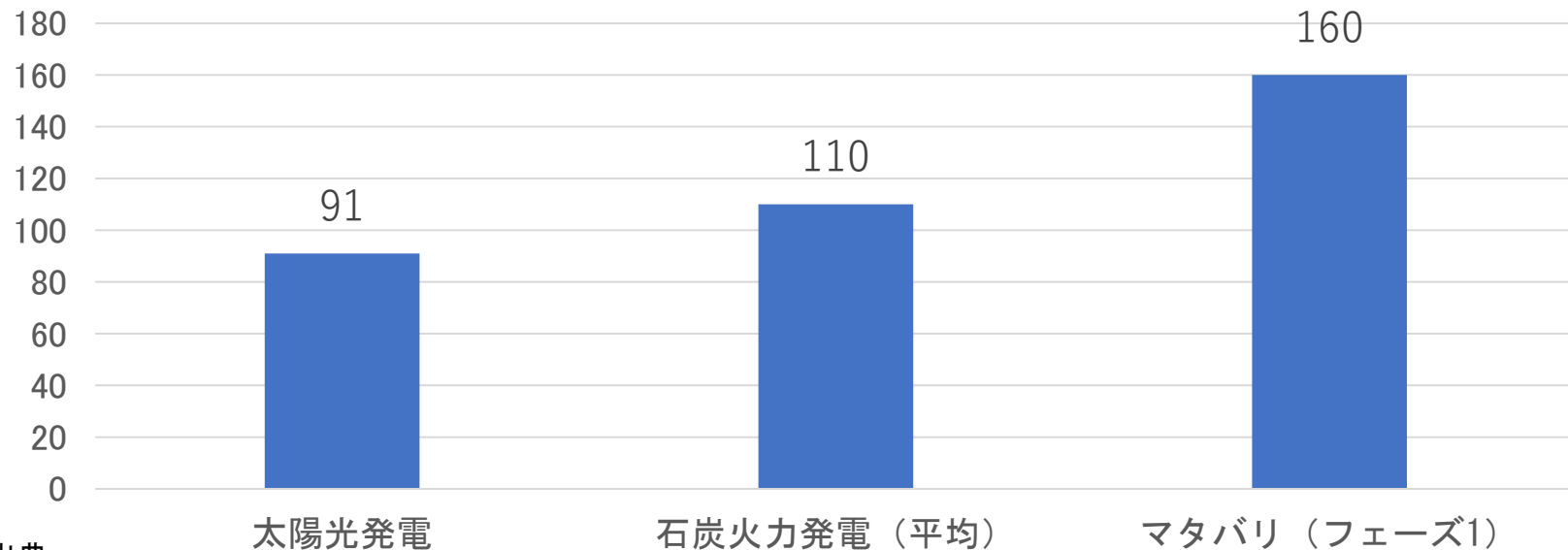
- パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(2019年6月閣議決定)では、「海外におけるエネルギーインフラ輸出を、パリ協定の長期目標と整合的に世界のCO2排出削減に貢献するために推進していく」としている。
- パリ協定の長期目標を達成するためには、バングラデシュのような途上国であっても2040年までに石炭火力発電の運転を完全に停止する必要があるため、例え高効率であっても新規の石炭火力発電所建設はパリ協定との整合性がないことは明らか。



## 理由2: 日本政府の政策「エネルギー基本計画(2018年7月閣議決定)」に反している

- エネルギー基本計画(2018年7月閣議決定)では「エネルギー安全保障及び経済性の観点から石炭をエネルギー源として選択せざる得ない国に限り(支援を行う)」としている。しかし、バングラデシュにおいて、太陽光発電の均等化発電原価(LCOE)が91ドル/MWhであるのに対し、石炭火力発電の平均は110ドル/MWhとなっており、同国において新規の石炭火力発電所を建設する経済的妥当性は低い。

バングラデシュにおける均等化発電原価(LCOE)(単位:USD/MWh)



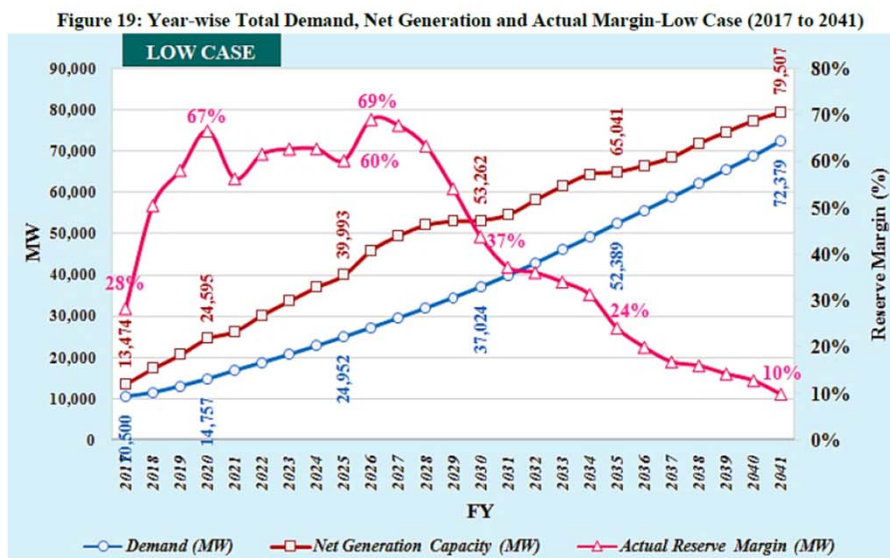
出典:

- Kenji Shiraishi, etc. "Identifying High Priority Clean Energy Investment Opportunities for Bangladesh" (February 18, 2018)
- IEEFA, "Bangladesh's coal expansion plans stir criticism" (June 26, 2019)

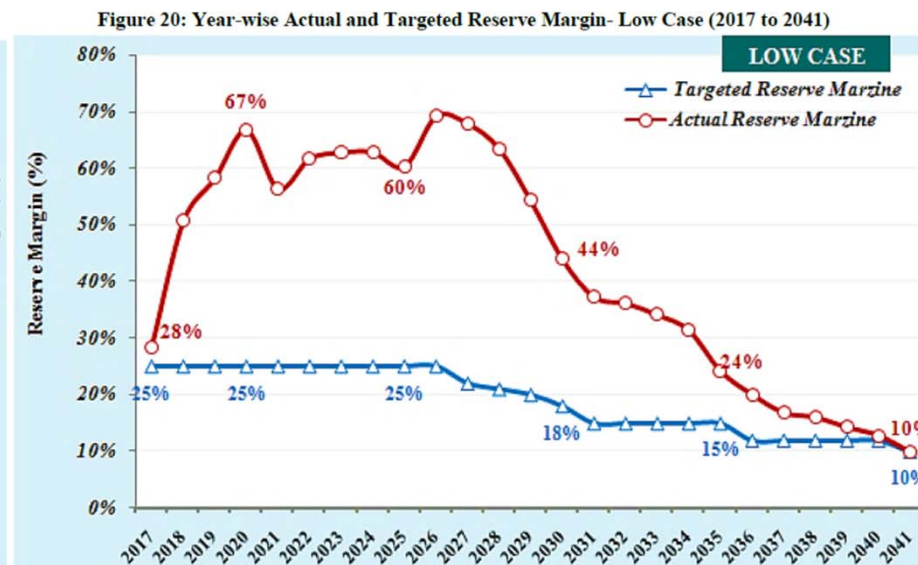
## 理由3: バングラデシュの供給予備率は目標予備率を2041年まで一貫して上回っており、開発ニーズが低い

- バングラデシュの電力エネルギー資源鉱物省の報告書「Revisiting RSMP 2016 (2018年11月発表)」によれば、今後、供給予備率は最大で69%になることが想定されており、想定供給予備率は目標供給予備率を2041年まで一貫して上回っていることから、当面、新規の大規模発電所を建設するニーズは低い。

### 電力需要・供給計画・供給予備率



### 目標予備率と想定予備率の推移



出典: Ministry of Power, Energy & Mineral Resources, Revisiting RSMP 2016, November 2018

[https://powerdivision.portal.gov.bd/sites/default/files/files/powerdivision.portal.gov.bd/page/4f81bf4d\\_1180\\_4c53\\_b27c\\_8fa0eb11e2c1/Revisiting%20PSMP2016%20%28full%20report%29\\_signed.pdf](https://powerdivision.portal.gov.bd/sites/default/files/files/powerdivision.portal.gov.bd/page/4f81bf4d_1180_4c53_b27c_8fa0eb11e2c1/Revisiting%20PSMP2016%20%28full%20report%29_signed.pdf)



## 理由4: バングラデシュの気候変動政策であるNDC(国が決定する貢献)に逆行している

- バングラデシュ政府は2008年に「Renewable Energy Policy」を策定し、2020年までに再生可能エネルギーの発電容量を10%に引き上げることを目標としている。この目標は2015年に国連事務局に提出されたNDC(国が決定する貢献)でも掲げられた。
- 上記政策では約2500MWの再生可能エネルギー発電容量が求められる中、足元の導入容量は約330MWに満たないことから、新たな石炭火力発電を建設することはバングラデシュの気候変動政策に逆行することになる。

Table 29: Achievements of Renewable Energy Projects

| Technology             | Off-grid (MW) | On-grid (MW) | Total (MW)    |
|------------------------|---------------|--------------|---------------|
| Solar                  | 286.72        | 39.1         | 325.82        |
| Wind                   | 2             | 0.90         | 2.90          |
| Biogas to Electricity  | 0.68          | 0            | 0.68          |
| Biomass to Electricity | 0.40          | 0            | 0.40          |
| <b>Total</b>           | <b>289.80</b> | <b>40</b>    | <b>329.80</b> |

Source: SREDA, November 2018.

出典: Ministry of Power, Energy & Mineral Resources, Revisiting RSMP 2016, November 2018

[https://powerdivision.portal.gov.bd/sites/default/files/files/powerdivision.portal.gov.bd/page/4f81bf4d\\_1180\\_4c53\\_b27c\\_8fa0eb11e2c1/Revisiting%20PSMP2016%20%28full%20report%29\\_signed.pdf](https://powerdivision.portal.gov.bd/sites/default/files/files/powerdivision.portal.gov.bd/page/4f81bf4d_1180_4c53_b27c_8fa0eb11e2c1/Revisiting%20PSMP2016%20%28full%20report%29_signed.pdf)

## 理由5: マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業(フェーズ1) がJICA環境社会配慮ガイドラインを満たしていない



左:建設中の移転住民向け代替家屋、中央:事業サイト北側中央部の運河跡、右:事業地東側よりコヘリア川への排水の様子(2018年12月撮影)

- JICA環境社会配慮ガイドラインでは「補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない」としている。
- しかし、現在、JICAが支援中のフェーズ1事業では、補償支払の遅延や代替住宅提供の遅延などにより、この要件を満たしていない。また、灌漑用水路や水門の破壊に伴う浸水害の悪化、コミュニティ道路の破損、交通事故の増加、河川への土砂流入・堆積の問題が生じ、住民の生活に多大な負の影響を及ぼしている。住民はこれらの問題解決を実施機関及びJICAに繰り返し求めてきたが、改善のスピードは極めて遅い状況である。
- フェーズ2ではフェーズ1で収容した土地を利用することになるため、ガイドラインの要件が満たされるまでフェーズ2の支援を行うべきではない。